3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年10月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年12月25日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年11月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ナイスホーム株式会社　五十君康幸　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４－33－１ナイスビル１・３階　国土交通大臣許可（般・特－26）第25385号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可並びに大工工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年10月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年12月25日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年11月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヤマスズ　鈴木　寿治　埼玉県飯能市双柳1488－７　国土交通大臣許可（般・特－24）第24802号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年10月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年12月25日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年11月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エコテック　林　　敏秋　東京都台東区小島２－２－９　国土交通大臣許可（般－29）第19642号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年11月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年12月25日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年11月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ｔｈｙｓｓｅｎｋｒｕｐｐ　Ｏｔｔｏ　佐藤　昌利　東京都港区赤坂４－15－１　国土交通大臣許可（般・特－28）第15483号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可並びに機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年11月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年12月25日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年11月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　給排水管路再生事業協同組合　神谷　　昭　東京都千代田区九段南４－６－９　ＯＳビル５Ｆ－Ｂ　国土交通大臣許可（般－25）第25139号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年11月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年12月25日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年11月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　鋼栄エンジニアリング株式会社　片桐　芳文　埼玉県川口市新堀280－１　国土交通大臣許可（般－25）第25251号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（防水工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年11月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第９１号
宮城県大崎市鳴子温泉字中屋敷67番地16
債務者　遊佐ひろ子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　睦男
4　破産債権の届出期間　平成30年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午後１時25分
6　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
宮城県登米市中田町上沼字弥勒寺住吉87番地２
債務者　及川　理恵
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　睦男
4　破産債権の届出期間　平成30年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
宮城県大崎市鳴子温泉字中屋敷67番地16
債務者　遊佐　昭秀
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　睦男
4　破産債権の届出期間　平成30年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午後１時55分
6　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
福島市笹谷字道場19番地の２
債務者　佐々木博之
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　正博
4　破産債権の届出期間　平成30年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
福島地方裁判所